

住宅型有料老人ホーム  
せいわの杜 まどい

運 営 管 理 規 程

(事業の目的)

**第1条** 医療法人せいわ会が開設するせいわの杜 まどい（以下「事業所」という。）が行なう住宅型有料老人ホームの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態等にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

**第2条** 事業所の運営方針は、次のとおりとする。

- 1.入居者の価値観を大切に、「その人らしい」生活を支援します。
  - 1.ご希望を尊重したうえで、「生活の質の向上」を支援します。
  - 1.地域や家庭との結びつきを重視し、「福祉における地域の拠点」となるよう努めます。
- ・介護が必要となられた場合は、ご自宅での生活と同様に通所介護や訪問介護などの介護保険サービスにて支援させていただきます。
  - ・健康面においては、協力医療機関が健康管理をさせていただきます。

(名称及び所在地)

**第3条** 住宅型有料老人ホームの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 せいわの杜 まどい  
② 所在地 小郡市津古1416番地1

(従業者の職種、員数及び業務内容)

**第4条** サービスの提供にあたる従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者（施設長） 1名（介護職員兼務）  
管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- ② 介護職員 7名  
介護職員は事業所において介護の提供に当たる。  
当該住宅型有料老人ホームの入居者のサービス利用に支障がない場合は、併設するサービス事業者との兼務を行う場合がある。

(入居者の条件並びに入居定員及び居室数)

**第5条** 住宅型有料老人ホームの入居対象者は次のとおりとする。

- ① 契約締結時に原則として満65歳以上の方で要介護認定を受けてある方。
  - ② 規定の利用料等の支払いが可能で連帯保証人を定められる方。
  - ③ 当該住宅型有料老人ホームの利用契約書・重要事項説明書をご承諾いただき円滑に共同生活が営める方。
- 2 住宅型有料老人ホームの入居定員及び居室数は次のとおりとする。
- ① 定員 29人
  - ② 居室 29室

(提供するサービスの内容)

**第6条** 住宅型有料老人ホームで提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- ① 食事の提供
- ② 必要に応じた療養上の世話
- ③ 心身の健康管理
- ④ 入居者が選択する有償提供のサービス

## （利用料等）

**第7条** 住宅型有料老人ホームでの利用料の額は次のとおりです。

尚、公的介護保険サービスを受けられた場合は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護保険サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。

- 2 家賃、共益費、生活支援費、食費については、別添「重要事項説明書」のとおりとする。
- 3 前項のほか、次に掲げるサービスを選定された場合は、その費用を入居者から徴収する。
  - ① 当該住宅型有料老人ホームが提供する有償サービスを利用された場合の費用。
  - ② 入居者が選択する、別添「重要事項説明書」に掲げる有償提供のサービスに要する費用。
  - ③ 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められる費用。
- 4 入居時及び退去時の入居者に負担させることが適当と認められる保全修繕費用。
- 5 利用料等の支払いを受けるためには、事前に入居者や又はその家族に対して文章で説明した上で、支払いに同意する旨の同意を文章で受けることとする。

## （入居開始に当たっての留意事項）

**第8条** 入居開始に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他入居者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行ない、入居者の同意を得るものとする。

- 2 入居者又はその家族は、当該住宅型有料老人ホームの規律を守り、他の入居者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 3 入居者又はその家族は、当該住宅型有料老人ホームの設備及び備品を利用するに当たっては、従業員の指示や定められた取扱い要領に従い、当該設備を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 4 入居者又はその家族は、火気の取扱いに注意すると共に当該住宅型有料老人ホームの安全衛生を害する行為をしてはならない。

## （非常災害対策）

**第9条** 従業者は地震及び火災等の非常災害に際し、利用者の人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとらなければならない。

- 2 従業者は消火器、消火栓等の消火設備、救急品、避難具等の備え付け場所ならびにその使用方法を熟知しておかなければならない。
- 3 従業者は非常災害を発見、又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど適切な措置によりその被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 4 消防法第8条に規定する防火責任者は、非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を策定するとともに、当該計画に基づく消火、通報及び非難訓練（年2回実施）等の消防業務を行なうものとする。

## （緊急時の対応）

**第10条** 当該住宅型有料老人ホームは、入居者に病状の急変が生じた場合には、速やかに入居者の家族に連絡を行なうと共に主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関（聖和記念病院）に連絡する等の必要な措置を講ずる。

- 2 当該住宅型有料老人ホームは、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入居者の家族に連絡を行なうと共に必要な措置を講ずる。又、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。
- 3 当該住宅型有料老人ホームは、サービス提供に伴って、当該住宅型有料老人ホームの責めに

帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。但し、当該住宅型有料老人ホームの責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

#### （身体拘束の制限）

**第11条** 当該住宅型有料老人ホームは、そのサービス提供にあたっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合には、その態様及び時間、その最の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

#### （苦情処理）

**第12条** 当該住宅型有料老人ホームは、提供したサービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口等を設置し必要な措置を講ずるものとする。

#### （個人情報保護に関する事項）

**第13条** 従業者は個人情報保護に際しては、当法人が定める「個人情報の保護に関する規則」および「個人情報の保護に関する法律」「同施行令」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、入居者又はその家族に関する個人情報を適切に取扱い、信頼される住宅型有料老人ホームであるよう惜しまぬ努力を続けていくものとする。

- 2 当該住宅型有料老人ホームが得た入居者及びその家族の個人情報については、当該住宅型有料老人ホームでのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じては入居者又はその家族に了承を得るものとする。

#### （運営懇談会）

**第14条** 入居者の方々の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、入居契約第8条の規定に基づき、ホームと入居者から成る「せいわの杜まどい運営懇談会」を設置します。運営懇談会は、「せいわの杜まどい運営懇談会規定」により運営されます。

#### （その他運営に関する重要事項）

**第15条** 従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を次のとおり設けることとし、又、これに係る業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 当該住宅型有料老人ホームは、従業者に対して毎年1回は定期的健康診断を受ける機会を設けて、従業者の健康管理に努める。又、臨時に行なう健康診断や伝染病予防のために行なう検査及び予防接種も同様である。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人せいわ会と当該住宅型有料老人ホームの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

**附 則** この規程は、令和元年11月1日から施行する。